

自衛消防組織統括管理者の資格

(消防法施行令第4条の2の8)(消防法施行規則第4条の2の13)
(平成20年9月24日消防庁告示第15号)

自衛消防組織統括管理者

(A又は①～③のいずれかに
該当する者)

A

自衛消防業務講習の課程を修了したもの
(自衛消防業務新規講習の課程を修了日後の最初の4月1日から5年以内ごとに再講習を修了する必要があります。)

①

市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職(消防士長以上)に1年以上あったもの

②

市町村の消防団員で、3年以上管理的又は監督的な職(班長以上)にあった者

③

①及び②に掲げる者に準ずる者として消防庁長官が定める者(防災センター要員要員講習の課程を修了したもので、5年以内に自衛消防組織の業務に関する追加講習の課程を修了したもの)